



Title	カテゴリー別に考える第1投射の条件
Author(s)	由本, 陽子
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2022, 2021, p. 52-61
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88334
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

カテゴリー別に考える第1投射の条件*

由本陽子

1. はじめに

日本語の「名詞+動詞連用形」型の動詞由来複合語（以降 JVN）は、(1)に示すように広範囲の意味を表すとともに、統語的に見ても、純粹に名詞としてしか機能しないもの、(2)のように軽動詞「する」と結合して動詞として機能する動名詞¹になるもの、述語名詞²として機能できるものとがあり、多様性を見せることはよく知られている。

- (1) Type A: 行為・現象を表す e.g. キツネ狩り、山登り、崖崩れ、ガス漏れ
Type B: 具象物を表す e.g. 羊飼い、爪切り、くず入れ、卵焼き、水たまり
- (2) Type C: 動名詞として働く e.g. 水洗い、一人歩き、船酔い、日焼け
(cf. シャツを水洗いする、一人歩きする、船酔いした)
- Type D: 述語名詞として働く e.g. 黒焦げ、大学出、田舎育ち
(cf. 魚が黒焦げだ、健は大学出だ)

このように異なる統語的・意味的性質をもつ JVN はどのように分類され、それぞれの特徴の違いは何に帰せられるのだろうか。一般に複合語は、「語根複合語 (root compounds)」と「総合的複合語 (synthetic compounds)」に区別されるとする考え方がある。総合的複合語とは、主要部が動詞からの派生語で、非主要部がそのもとの動詞の項構造によって解釈をうけるものとされている (Lieber 2010)。このことから、英語の動詞由来複合語はほとんどの場合総合的複合語と同一視されている。英語形態論においては、動詞由来複合語の構成要素の関係を規定するものとして「第1投射の条件」³として知られている(3)のような制約が広く認められていることから、この制約によって解釈が決定されるものが総合的複合語だということになる。いっぽう、語根複合語とは、2つの要素が様々な修飾関係によって結合し自由な解釈が許されるものであり、したがって、2つの要素の組み合わせや解釈について、(3)のような条件が適用されないものとして扱われている。

* 本稿は、2021年度科学研究費補助金基盤研究(B)(17H0234)の助成を受けた研究成果の一部である。また、本稿の内容は Yumoto (2021)に基づいている。

¹ 助詞を介さず、「する」と直接結合して動詞として機能するということが重要な性質である。

² 本稿では、属性叙述文「A は B だ」において B の位置に現れ叙述機能を果たすものを伊藤・杉岡 (2002)に従い述語名詞と呼ぶ。

³ 「第1投射の条件」は元来は Selkirk (1982)が Lexical Functional Grammar の枠組みにおいて提案したもので、Selkirkにおいては、「内項」の部分が non-SUBJ arguments、つまり主語以外の項、とされていたが、Kageyama (1985)によって日本語その他の言語のデータに基づき（詳しくは後述）、より普遍性のある(3)に修正された。

- (3) a. 主要部が内項をとる場合名詞はその項として解釈される。
 b. 主要部が義務的にとる内項がないなら、名詞は意味的項または付加詞として解釈される。
 c. 主要部がとる内項はすべて動詞由来複合語内で満たされなければならない。

このような分析において問題になるのは、多くの場合、形態上は動詞からの派生語を主要部としていて動詞由来複合語と同じであっても、(3)が適用される総合的複合語としての解釈だけでなく、語根複合語としての解釈もあり得ることが理論的に認められてしまうことである。たとえば、room cleaning のようなものは、目的語との複合で総合的複合語として解釈されるのが普通だが、spring cleaning のように、名詞の性質によっては、基体動詞の項構造による解釈ができず、語根複合語として扱われる。⁴

では、日本語の JVN は、この分類に照らすとどちらになるのだろうか。まず行為や現象を表す Type A については、英語の動詞由来複合語について提案してきた第 1 投射の条件が Kageyama (1985) によって修正された(3)の制約が適用できることが示されている。⁵ (4) に示すように、左側の名詞は他動詞なら目的語、非対格自動詞なら主語として解釈されるが、他動詞や非能格自動詞の主語との複合は容認されないのである。

- (4) a. 内項+他動詞：トラ狩り、水まき b. 内項+非能格自動詞：家出、山登り
 c. 内項主語+非対格自動詞：地すべり、ガス漏れ
 d. 外項+他動詞：*父育て、*母作り e. 外項+非能格自動詞：*子供遊び、*男歩き

しかしながら、Type B については、(3)の制約が適用できるかどうか正面から論じられてこなかった。いっぽう、Type C, Type D については、(5)に示すように、他動詞が直接目的語ではなく付加詞と複合し、直接目的語は複合語の項として受け継がれることが観察され、影山 (1993) や Sugioka (2001) によって (3)が適用されないことが指摘されている。

- (5) a. 健がシャツを手で洗う → 健がシャツを手洗いする
 b. 宏が弁当を早く食う → 宏が弁当を早食いする
 c. 花子がパンを薄く切った → このパンは薄切りだ

この事実をもとに、Sugioka は、述語として機能する JVN は項構造ではなく語彙概念構造 (以下 LCS) によって形成されているという主張をし、その帰結として、Type C, Type D の

⁴ Selkirk (1982:24) は、この例についてはつきりと “not verbal compound” と述べている。

⁵ 脚注 3 でも述べた通り、正確に言えば、英語の動詞由来複合語について Selkirk (1982) が提案し広く認められていた制約を Kageyama (1985) が修正を加えた(3)が日本語にも共通の条件とされたのである。

JVN は(3)のような制約の適用外となると考えられてきたのである。しかし、後で詳しく見るように、この解釈が基体の項構造と無関係に行われているとは思われない。また、Type D については、「親泣かせ、人たらし」のように主要部動詞の目的語と結合した(3)に従うものも多くある。つまり、JVN については、どのようなものが、動詞の項構造を基盤として解釈が導かれる総合的複合語と見なせるのか、(3)の条件がどの範囲で適用されるのか、明らかにされてこなかったのである。本稿では、この問題について再考し、(3)の条件は複合語のカテゴリーによって異なる形で適用されるべきであることを主張し、この考えに基づけば、(1)(2)に挙げた JVN のすべてのタイプが基体動詞の項構造を基盤として解釈される総合的複合語と見なされるものであることを示す。

本稿の構成は以下の通りである。Type A については、先述のようにすでに(3)に従うことが示されているので、考察の対象としない。まず次節では Type B をとりあげ、具象物の解釈が(3)の条件のもとに導かれていることを明らかにし、形成される JVN のカテゴリーによっては、(3c)に項の受け継ぎによる項の充足という観点を追加することが必要であることを述べる。この考え方からして、3 節で Type C、4 節では Type D についても 2 節で修正を加えた(3)の条件が適用されることを示し、上にあげた 4 つのタイプの JVN はいずれも基体動詞の項構造を基盤として制約をうけ、解釈が導かれる総合的複合語であることを主張する。5 節はまとめである。

2. 具象物を表す日本語の動詞由来複合名詞

この節では、Type B の JVN について、その解釈が基体動詞の項構造との関係において、どのように導かれているのかについて考察する。

- (6) a. 内項 + 他動詞 : 花売り、音頭取り、船乗り（動作主）、爪切り、眼鏡ふき（道具）、手洗い、石落とし（場所）
b. 内項主語 + 非対格自動詞 : 水たまり、日溜まり（場所）、紙切れ（産物）
　　週明け、日暮れ（時間）

(6)の例のように、Type B のほとんどが主要部の唯一の義務的内項との結合によるもので、外項である動作主や付加詞に当たるものを持たせたり、またいわゆる「結果名詞」となり、表す事象によって産出されるものを指示対象としている。これらは、(3)の制約に適合しているという意味では総合的複合語と見なすことができるうことになる。

しかしながら、場所を表すものの中には、(6)に挙げた例とは異なるタイプがあるのではないかと考えられる。それは、基体動詞が目的語以外に場所を表す内項をとる 3 項動詞である(7)のような例である。

- (7) a. くずを Y に入る → くず入れ=Y
b. 物置き、箸置き、小銭入れ、水入れ、洋服掛け、刀掛け、車寄せ、駒留め

これらは目的語と複合し、もう一つの義務項である場所を表す名詞を指示する複合語を作っている。義務的内項のすべてを語内で満たしてはいないので、(3c)に反していることになる。同じ場所を指示する複合語でも(6)のタイプ、たとえば「手洗い」であれば、基体動詞が2項動詞なので違反はない。では、これらは異なるタイプの複合語ということになるのだろうか。本稿では、(6)のタイプのみが(3)に従う総合的複合語で、(7)のタイプはそうではない、という考え方とはらず、両者は解釈のメカニズムが異なるだけであり、いずれも基体動詞の項構造による制約のもとに形成される総合的複合語だと主張したい。このような主張は、(3)の条件は本来出来事を表す複合語の形成に関わるものであり、具象物を表す複合名詞においては少し異なる形での適用がなされると分析することにより支持されると考える。もう一度(6)と(7)を比べてみると、(6)のタイプでは、場所の解釈が必ずしも保証されず、たとえば、「手洗い」は行為を表す場合もある(cf. 「帰宅後の手洗いを励行しよう」)のに対して、(7)は基体動詞がとる場所項を指示する解釈が義務的である(cf. 「*喫るときは箸置きをしなさい (=箸を置きなさい)」)。このように、3項動詞が、(3)を満たせないことにより Type A の複合語を作ることができないのに対して、Type B なら容認されるのは、両者の間で適用される制約が異なることを示唆している。さらに、興味深いことに、3項動詞の中には、(7)のように目的語と複合し場所を表すものだけでなく、場所項と複合し目的語にあたる名詞を指示するものと、2通りの複合語を形成できるものもある。

- (8) a. ショールを肩にかける → 肩掛け=ショール
 b. 洋服をハンガーにかける → 洋服掛け=ハンガー

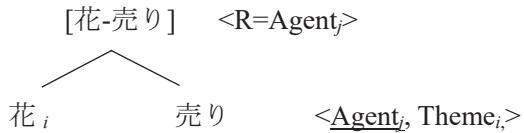
以上の観察から、両者の違いは、項の満たし方の違いに伴う解釈メカニズムの違いに起因することが明らかになる。すなわち、基体動詞が2つの義務的内項をとる場合、そのうち1つを複合語内で満たすが、残されたもう1つの項は形成された複合語の指示対象として受け継ぐことによって(3)の条件を満たしていると考えられるのである。これに対し、基体動詞が1つしか内項をとらず、それが複合語内で満たされている場合は、すでに(3)の条件は満たしているので、その解釈は出来事を表すか、あるいは、外項やその他、出来事と関わる意味項(付加詞)として解釈されることになる。これを図示すると以下のようになる。⁶

- (9) a. X が物を Z におく → [物-おき]
 [物-おき] <R=Locative>

 物_i おき <Agent, Theme_i, Locative>

⁶ R は名詞の指示対象に当たる項。(3)の条件に従えば、外項は必ずしも受け継がれる必要はない。

- b. X が花を売る → [花-売り]



つまり、(3c)を Type B にも適用するには、以下のように修正すべきであることになる。

- (3) c'. 主要部がとる内項はすべて動詞由来複合語内で満たされるか、もしくは複合語に受け継がれなければならない。

この条件の帰結として、基体動詞の項が複合語に義務的に受け継がれる場合では、複合名詞の解釈は予測可能であるが、何も受け継ぐべき項が無い場合は、その解釈は百科事典的知識によって導かれることになる。この解釈メカニズムには、項構造ではなく、クオリア構造が関わると考えられる。このメカニズムについては、本稿では立ち入ることができない。詳しくは別稿に譲りたい。

3. 動名詞として機能する日本語の動詞由来複合名詞

1 節で述べたように、動名詞として機能する Type C の複合名詞は、(3)の条件が適用されないことが先行研究によって指摘されてきた (Sugioka (2001)など)。

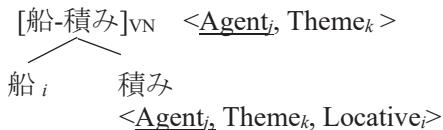
- (10) a. 健がシャツを手で洗う → 健がシャツを手洗いする ((5a)の再掲)
 b. 健が船に酔う → 健が船酔いする

Sugioka (2001)では、このタイプの複合語は付加詞との結合によって形成され、その基盤となっているのは、基体動詞の項構造ではなく LCS であると主張されている。しかし、基体動詞の内項の複合であっても動名詞として用いられる場合も少なくない。基体が 3 項動詞の場合、(11b,e)のように目的語とも、(11a,d)のように場所項とも複合して動名詞を作ることができる。(11c,f)は自動詞が義務的にとる場所項と複合している場合である。

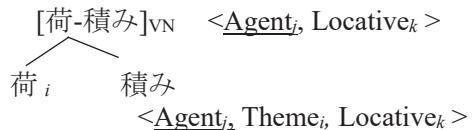
- (11) a. 健が荷物を船に積む → 健が荷物を船積みする
 b. 健が船に荷を積む → 健が船に荷積みする
 c. 健が親から離れる → 健が親離れする
 d. パック詰め、箱詰め、棚上げ、倉入れ、車庫入れ
 e. 色付け、景気づけ、風入れ、ダメ出し、砂糖がけ
 f. ベンチ入り、仲間入り、乳離れ、食当たり、里帰り

ここで注目すべきは、複合語内で満たされずに残った項が動名詞に受け継がれていることである。特に、場所項と複合している場合は、目的語を動名詞の項として具現しないと容認されない (cf. 「?健が船積みした、*健が棚上げした」)。つまり、この場合も、基体動詞の項構造は、複合語内の具現と複合語への受け継ぎによって満たされていると考えられる。これを図示すると以下のようになる。

(12) a.



b.



では、なぜ内項を 1 つしかとらない他動詞が内項と複合した場合、Type C としては容認されないのでしょうか (cf. 「食後に歯磨き*(を)する、食前に手洗い*(を)する」)。この問題について Yumoto (2010) は、動名詞には基体動詞の格素性も受け継がれているという仮定に基づいた説明を示した。つまり、基体動詞が他動詞で [+acc] をもつなら、動名詞となる複合語もその素性を受け継ぎ他動詞として成立しなくてはならない。そのためには、格を付与する内項を受け継ぐ必要があるのである。Sugioka (2001)、伊藤・杉岡 (2002) が示した Type C が付加詞との結合に限られるという一般化は、この項を受け継ぐための 1 つの方策をとらえているにすぎない。多くの他動詞が内項を 1 つしかとらないので、その項を複合語に受け継ぐためには、項ではなく付加詞を複合語内に表さねばならないのである。この説明をさらに支持する事実としてあげられるのが、以下のような例である。

(13) a. ENEOS がガソリンの値を上げた → ENEOS がガソリンを値上げした

- b. ジャケットの型がくずれた → ジャケットが型崩れした
- c. 格上げ、値引き、幅詰め、色止め、足切り、裾上げ、頭出し
- d. 格落ち、値下がり、色落ち、先細り、代替わり

(13a, c) は他動詞が目的語と複合している例、(13b, d) は自動詞が主語と複合している例だが、いずれも「する」と直接結合して動詞として機能する Type C だと判断できる。これらがなぜ容認されているのかは、(13a, b) のパラフレーズを見れば明らかである。すなわち、これらの例では、複合している名詞がいわゆる「非飽和名詞」⁷ であり、その名詞の意味記述において意味項としてとる項が複合語の項として受け継がれているのである。このように、Type C においても、(3a, b, c') は適用されており、基体動詞の格素性を受け継ぐ動名詞とし

⁷ 西山 (2013) の用語である。先行研究では、他に「関係名詞」、あるいは、「不可分所有」の関係をもつ名詞などとして扱われている。由本 (2020) では、このタイプのように、非主要部でありながら複合語に項を受け継ぐことができる名詞を「形質名詞」と呼び、「非飽和名詞」の中でも特殊なものと位置付けている。

て適格な項構造をもつ限りにおいて、項であれ、付加詞であれ、複合することは可能なのだと考えられる。

以上、本節では、動名詞として機能する動詞由来複合名詞についても(3a, b, c')の条件が関わっており、したがって、基体動詞の項構造を基盤として形成される総合的複合語と見なすことができるなどを述べた。次節では、同じように述語機能を有する Type D について考察する。

4. 述語名詞として機能する日本語の動詞由来複合名詞

日本語の動詞由来複合名詞には、(14)に示すように、具象物を表すのでも、出来事を表すのでもなく、コピュラ文の述部として現れ、属性叙述を典型的機能とするものがある。

- (14) a. 魚が黒焦げだ。 cf. ??黒焦げを見た。 ??黒焦げを繰り返した。
b. こま切れ、びしょ濡れ、赤枯れ、袋入り、先割れ、尻下がり、期限切れ
c. この校舎は石造りだ。 cf. ??石造りを見た。 ??石造りを繰り返す。
d. 炭火焼き、粗削り、みじん切り、四つ割り、厚焼き、藁葺、板張り

Sugioka (2001)、伊藤・杉岡 (2002)（以降まとめて「杉岡」とする）は、このタイプも述語機能をもつことから Type C 同様に LCS を基盤とした語形成として分析している。しかし、このタイプについては、先行研究では、管見の限り詳しい観察がされておらず、どのような要素との複合によって形成されるか、また、その解釈がどのように導かれるか、については、杉岡の分析以外の提案はみあたらない。杉岡がとりあげているのは、「黒焦げ」のように状態変化動詞が結果を表す付加詞と結合したタイプと、「石造り」「手作り」のように作成・使役変化動詞が道具や材料と結合したものだけで、杉岡は結果事象に焦点が当たった表現であり、結果状態を描写する付加詞との複合に限られていると主張している。⁸しかし、まず、(14)の例の中には、結果状態を描写する付加詞以外に、基体動詞の項と見なすことができる名詞が複合しているものがある。

- (15) a. 菓子が袋に入 (って) いる → 菓子が袋入りだ
b. 屋根を茅でふく → この屋根は茅葺だ
c. 壁に板を張る → この壁は板張りだ
(16) a. スプーンの先が割れ (てい) る → このスプーンは先割れだ
b. カードの期限が切れ (てい) る → このカードは期限切れだ

⁸ 伊藤・杉岡 (2002:121)によれば、「石造り」「手作り」のようなものは、統語構造上の受身に近い働きによって容認されているというが、レキシコンにおいてどのようなプロセスが想定できるかは明らかにされていない。

(15)は基体動詞が場所項をとる自動詞、または、目的語以外に場所項をとる3項動詞で、属性叙述の対象となっているのは、(15a,b)では対象項、(15c)では場所項である。これらは、結合している項が結果状態を描写するという点で、杉岡がとりあげているタイプと共通しているが、内項の一つと複合し、残った項を叙述対象として受け継いでいるという点では、(3c)には従わず、3節で見たType Cと同じ性質を見せている。さらに、(16)の例を見ると、このタイプがType Cと同様に(3a, b, c')のもとに形成され、述語機能をもつ名詞になっていることが確認できる。これらの例では、「先」「期限」が非対格自動詞である基体動詞の唯一の項で主語に相当する。唯一の項を語内で満たしている場合項が受け継がれるはずはないが、これらの名詞は「非飽和名詞」の1種でありその指示対象を決定するための要素を要求するものである。複合名詞はその要素を項として受け継ぎ、叙述対象としているのである。このタイプが(3a, b, c')によって制約を受けていることは以下の事実からも明らかになる。

- (17) a. 壁に板を薄く張る → *この壁は薄張りだ (cf. このパンは薄切りだ)
 b. ジャムを機械で瓶に詰める → *このジャムは機械詰めだ
 (cf. この布は機械織りだ)

基体動詞が2つの内項をとる場合、杉岡の一般化に反し、(15)に示すように、そのうち1つの内項と複合して述語名詞を作れるのに、付加詞との複合では(17)のように述語名詞として容認されない。これは、2つの内項のうち1つしか叙述対象として複合語に受け継ぐことができず、もう1つの項が充足されない((3c')の違反)ことが原因だと考えられる。

Type Dには、先行研究では注目されてこなかった以下のようなタイプもある。⁹

- (18) a. 健は東大を出た → 健は東大出だ
 b. 健はアメリカで生まれた → 健はアメリカ生まれだ
 c. 田舎育ち、フランス帰り、役人上がり
 (19) a. 健は（たくさん）酒を飲む → 健は酒飲みだ
 b. 健は（よく）文句を言う → 健は文句言いだ
 c. 女たらし、会社勤め、所帯持ち、親泣かせ、社長付き

(18)(19)の例は、(14)(15)のように対象項を叙述するのではなく、基体動詞の「主語」¹⁰にあたる人の属性を表すものである。このタイプの述語名詞については、杉岡が述べるような

⁹ この中には、「東大出が出世するとは限らない」のように人を表す名詞としても使えるものもあるが、述語名詞としてしか使えないものも多い (cf. *フランス帰りと結婚した。?会社勤めが大学院に入学した。)。述語名詞として確立したものが人を表す名詞の用法を獲得する場合があると考えるほうが理にかなっているように思われるが、本稿ではこの問題に立ち入らない。

¹⁰ 外項、内項、いずれもあり得るが、このタイプは基盤となるのが属性叙述文なので、「主語」という概念で一般化するのが適切だと考える。

LCS の結果事象に焦点をあてることによって属性描写機能を獲得したという説明はあてはまらない。由本 (2015)では、これらの述語名詞は、(18)(19)のパラフレーズで示されるような属性叙述文を基盤にしたもので、「履歴属性」(cf 益岡 (2008))と習性の2種類に区別されることを明らかにした。その意味解釈は、項構造や LCS を基盤にして導くことは困難であり、属性叙述文の意味解釈に倣って考えられるべきものである。そのメカニズムについては別稿に譲りたいが、本稿で注目したいのは、これらの JVN が(3a, b, c')に従う総合複合語と見なすことができるということである。ここに挙げた例はすべて、基体動詞の内項との複合である。¹¹つまり、Type A と同様(3a, b, c)に従っているものと考えられる。

以上、Type D には対象項を叙述対象とするものと「主語」を叙述対象とするものがあることを見た。両者が基盤とする属性叙述文はかなり異なるものであるが、いずれも(3a, b, c, c')に従うものである点で、総合的複合語と見なすことができる事が明らかになった。

5. まとめ

先行研究では、総合的複合語としての動詞由来複合語が、第1投射の条件のような基体動詞の項構造を基盤とする制約のもとに形成され、解釈が決定されると考えられてきた。しかしながら、多様な意味的・統語的カテゴリーで分布している日本語の動詞由来複合語については、必ずしもこれに従うものではないという観察もなされてきた。本稿では、日本語の動詞由来複合名詞を4つのカテゴリーに分類し、それについて、第1投射の条件のような基体動詞の項構造によって結合する要素が制約を受けているのか、また、項構造を基盤として解釈が導かれているのか、について考察した。具象物を表す名詞になる場合は、その名詞の指示対象として基体動詞の項が受け継がれることができると考えれば、総合的複合語としての解釈が導かれることを主張し、その基盤となる条件として、従来の第1投射の条件(3)に対して、(3c')のような修正を加えることを提案した。この修正をふまえて、動名詞や述語名詞として機能するタイプの動詞由来複合語について観察すると、これらもこの条件に従って複合する要素に制約が見られ、また、形成される動名詞、述語名詞の項構造が導かれていることが明らかになった。本稿は、先行研究では看過されていた形成された複合語のカテゴリーの違いに注目して、それぞれに適切な適用を考えることにより、基体動詞を基盤とする(3)の制約が広く有効であることを示した。他言語の動詞由来複合語についても、第1投射の条件を複合語のカテゴリー別に再検討すべきだと考える。

¹¹ 「生まれる」については、場所項は義務項とは言えないが、出現動詞であることから、意味的項としては出現する場所が想定されるので、一般的の付加詞とは異なる性質だと考えられ、ここでは一応随意的内項としておく。「勤める」には国語辞典では「仕える」や「従事する」という意味が与えられており、この用法では「会社」は内項と見なすことができる。

参考文献

- 伊藤たかね・杉岡洋子 (2002) 『語の仕組みと語形成』 研究社.
- Kageyama, Taro (1985) Configurationality and the interpretation of verbal compounds. *English Linguistics* 2:1–20.
- 影山太郎 (1993) 『文法と語形成』 ひつじ書房.
- 影山太郎 (1999) 『形態論と意味』 くろしお出版.
- Lieber, Rochelle (2010) *Introducing morphology*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 益岡隆志 (2008) 「叙述類型論に向けて」 益岡隆志 (編) 『叙述類型論』 3–18. くろしお出版.
- 西山佑司 (編) (2013) 『名詞句の世界』 ひつじ書房.
- Selkirk, Elisabeth (1982) *The syntax of words*. Cambridge, MA.: MIT Press.
- Sugioka, Yoko (2001) Event structure and adjuncts in Japanese deverbal compounds. *Journal of Japanese Linguistics* 17:83–108.
- Yumoto, Yoko (2010) Variation in N-V compound verbs in Japanese. *Lingua* 120, 10:2388–2404.
- 由本陽子 (2015) 「「名詞+動詞」複合語の統語範疇と意味的カテゴリー」 益岡隆志 (編) 『日本語研究とその可能性』 80–105. 開拓社.
- 由本陽子 (2020) 「日本語の「名詞+動詞連用形／形容詞」型複合語形成における「形質名詞」の役割」 由本陽子・岸本秀樹 (編) 『名詞をめぐる諸問題：語形成・意味・構文』 47–67. 開拓社.
- Yumoto, Yoko (2021) Semantic interpretation of Japanese verbal compounds revisited. *Japanese/Korean Linguistics* vol. 28, 17–32. CSLI Publications.